

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

1. 提出書類

相続税の納税猶予に関する適格者証明書（所定様式） 2部

2. 添付書類

必要書類		部数	備考
1	特例適用農地等の明細書	1部	所定用紙
2	土地登記簿謄本	1部	※㊦
3	相続の事実のわかる戸籍簿謄本 原戸籍、除籍簿、現戸籍など	1部	
4	位置図	1部	
5	耕作状況一覧表	1部	所定用紙

※㊦ 土地登記簿の名義が、相続税の納税猶予の特例を受ける者に相続登記されていない場合は、上記添付書類のほか、遺産分割協議書等相続の事実のわかる書類の写し、及び、相続人全員の印鑑登録証明書を各1部提出してください。

3. 証明書の受付・審査等について

相続税の納税猶予に関する適格者証明書は、毎月開催される農業委員会で審査しますので、審査月の前月の25日までに添付書類とともに提出してください。（書類提出の締め切り日が早まる場合があります。）

また、農業委員会開催日との関係で、証明書の発行が税務署への申告期日に間に合わない場合は、受付済証明書を発行しますので、農業委員会事務局まで申し出てください。

その他ご不明な点がございましたら、農業委員会事務局までお問い合わせください。